

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所低入札価格調査制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程（平成29年規程第31号。以下「契約規程」という。）第7条の規定を適用する入札において、低入札価格調査を行う基準としてあらかじめ設定した価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札があった場合の低入札価格調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最高評価点者 総合評価一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、評価点の最も高い者をいう。
- (2) 落札候補者 総合評価一般競争入札において、最高評価点者をいう。ただし、最高評価点者が2者以上あるときは、最も低い金額で入札した者を落札候補者とする。
- (3) 業務担当課 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所組織規程（平成29年規程第5号）第6条に規定する分掌事務を担当する課をいう。
- (4) 経理責任者 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所会計規程（平成29年規程第26号）第7条第2項第3号に規定する者をいう。

(適用対象業務)

第3条 低入札価格調査制度を適用する業務は、入札参加資格において、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中庁舎清掃（種目コード001）に登録されていること。ただし、大阪市の区域内に事務所を有する者にあつては、大阪市物品供給等・業務委託入札参加有資格者名簿中庁舎清掃（種目コード001）に登録されていることを要件とする業務で、かつ、総合評価一般競争入札にて実施するものとする。

(調査対象)

第4条 調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合は、落札決定を保留して、落札候補者の行った入札について低入札価格調査を実施する。

- 2 落札候補者が次に掲げる者に該当する場合は、前項の低入札価格調査の対象としない。
 - (1) 入札参加資格を有しないと認められた者
 - (2) 低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を予め指定した日に提出しなかった者
 - (3) 調査資料のすべてが整っていなかった者

(失格の基準)

第5条 前条第1項の低入札価格調査において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者は失格とする。

- (1) 労務単価が最低賃金を下回っている等必要な費用が計上されていない場合
- (2) 根拠のない本社経費の充当等積算方法の説明ができない場合
- (3) 当該低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断された場合
- (5) 当該落札候補者と契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当であると認められると判断された場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、経理責任者が別に定める失格の基準に該当する場合

(調査基準価格の算出)

第6条 対象業務を競争入札に付そうとするときは、当該業務の予定価格の決定者は、調査基準価格を決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 この制度の円滑な運用を図るため、次に掲げる事項を入札公告の際に入札説明書等に明記し、入札参加者へ周知を図るものとする。

- (1) 当該入札は低入札価格調査の対象業務であること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で入札を行う者は、調査資料を作成し、指定された期日に提出しなければならないこと。
- (3) 指定した日に調査資料を提出しない者のした入札は無効となること。
- (4) 前号の調査資料の他に資料の提出を求める場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回った価格で入札を行った者は、法人が実施する調査に対して誠実に応じなければならないこと。
- (6) 落札候補者が2者以上あるときは、くじにより決定された順位に従い、低入札価格調査を実施すること。
- (7) 調査基準価格を下回った価格で入札を行った者は、落札候補者となっても落札者とならない場合があること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、経理責任者が別に定めた基準及び条件等
- (9) 低入札価格調査を行った者以外の者が提出した調査資料は、指定された期間に限り希望者に返却すること。

(調査対象者の決定)

第8条 落札候補者を低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。この場合において、落札候補者が2者以上あるときは、くじにより決定された順位に従い、調査対象者とする。

(調査及び審査等の実施)

第9条 低入札価格調査に係る調査及び審査は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所入札審査会（以下「入札審査会」という。）が行う。

2 前項の調査に当たり、管理課長及び業務担当課長は、協働して調査資料の内容の確認及び分析を行ない、必要に応じて調査対象者に対するヒアリングを実施するとともに、納税証明書や決算報告書並びに調査及び審査に必要となる追加資料の提出を求めるものとする。

3 管理課長は、予め調査資料の様式等を作成するものとする。

4 管理課長及び業務担当課長は、第2項による確認及び分析の結果を踏まえ、低入札価格調査報告書を作成し、入札審査会に報告するものとする。

5 入札審査会は、前項の報告に基づき、調査対象者の入札について、第5条に規定する失格の基準（以下「失格基準」という。）に基づき調査及び審査するものとする。

（誓約書の徴取）

第10条 低入札価格調査を実施する場合は、調査対象者から契約内容に適合した履行を確約する旨の誓約事項を記載した書面を徴取するものとする。

（落札者の決定及び通知）

第11条 第9条第5項の審査において、調査対象者の入札について、失格基準に該当する事由がないと認めた場合は、その者を落札者とするものとする。

2 第9条第5項の審査において、調査対象者の入札について、失格基準に該当する事由があると認めた場合は、その者を落札者とししないものとする。

3 前項の場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最高評価点をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札をした者である場合は、当該次順位者を第8条の規定による手続きを経た上、改めて調査対象者とし、第9条第1項の調査及び審査を行うものとする。この場合において、第8条中「落札候補者」とあるのは、「次順位者」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第3項の規定により落札者を決定した場合は、落札者を含むすべての入札参加者に通知する。

（失格の通知）

第12条 前条第2項の規定により、落札者とならなかった者に対し、落札者とならなかった理由を付した通知を行う。

（情報の公表）

第13条 低入札価格調査の経緯について、落札者決定後速やかに、公表する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。